

○第10期プランの基本的な考え方（概要）

総合計画を基本として読み替え

（１）「政策目標」

「健康長寿日本一」

※第9期と同

（２）「施策の柱」

I 人生百年時代を見据えた健康づくり・**地域の日常生活の維持確保**

II 認知症対策の強化（**茨城県認知症施策推進計画**）

III がん対策

IV 地域における医療・介護提供体制の充実

（３）数値目標等の設定（計画期間（令和9～11年度）及び2040年度（令和22年度）における数値目標等を設定）

市町村が老人福祉・介護保険事業を実施するにあたり必要な数値目標等（※）について定める。

※計画期間及び2040年度（令和22年度）における、介護給付サービスの利用見込みや介護保険施設等の必要入所定員総数
その他老人福祉事業の量の目標等

① 定めるべき介護給付サービスの種類（高齢者福祉圏域ごとに設定）

1 居宅（介護予防）サービス
訪問サービス
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
通所サービス
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所サービス
短期入所生活介護
短期入所療養介護
福祉用具・住宅改修サービス
福祉用具貸与
福祉用具購入費
住宅改修費
特定施設入居者生活介護
介護予防支援・居宅介護支援

2 地域密着型（介護予防）サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
※介護保険法の一部改正（R9.4.1施行）により廃止
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

3 施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

※ その他、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等についての必要床数等について定める。

② その他推計等が必要な事項

介護保険事業に係る給付費の推計、高齢者の現状及び高齢者人口等の推計、国の基本指針において定めることとされる事項、各施策における数値目標 等

総合計画内に記載なし 策定が必要